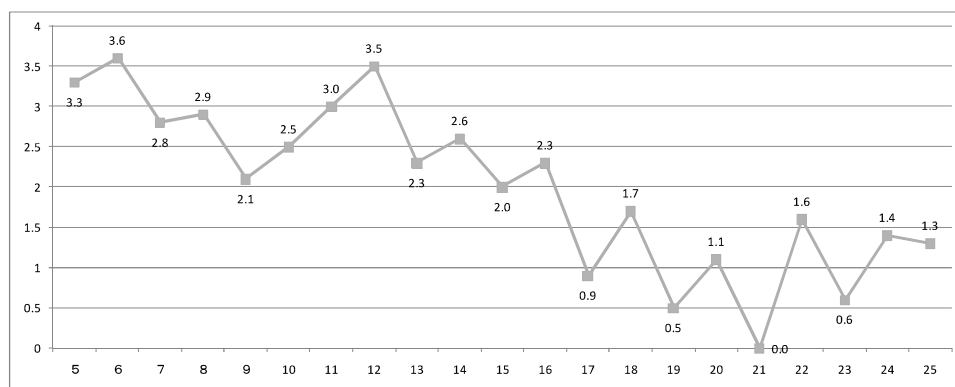


出典：国土交通省「建設総合統計」

図 12 建設投資額の民間・公共構成比の推移



出典：北海道建設業信用保証株式会社

図 13 道内建設業の営業利益率の推移

## (2) 北海道における建設業の役割

### ア 社会資本の維持

技術力を活かして良質な社会資本の整備に貢献するだけでなく、地域に密着して、冬期間の除排雪をはじめとするライフラインの維持管理においても、道民の生活基盤を守る役割を果たしている。



図 14 道道の除排雪状況

## イ 災害時における対応

北海道と一般社団法人 北海道建設業協会や一般社団法人 北海道測量設計業協会等との間で、災害時における協定を締結するなど、地震、津波、大雨等の災害時に、地域に精通した人材や建設機械を活用して、行政とともに迅速かつ適切に地域の安全の確保と復旧にあたる役割を果たしている。

## ウ 雇用や地域の活性化

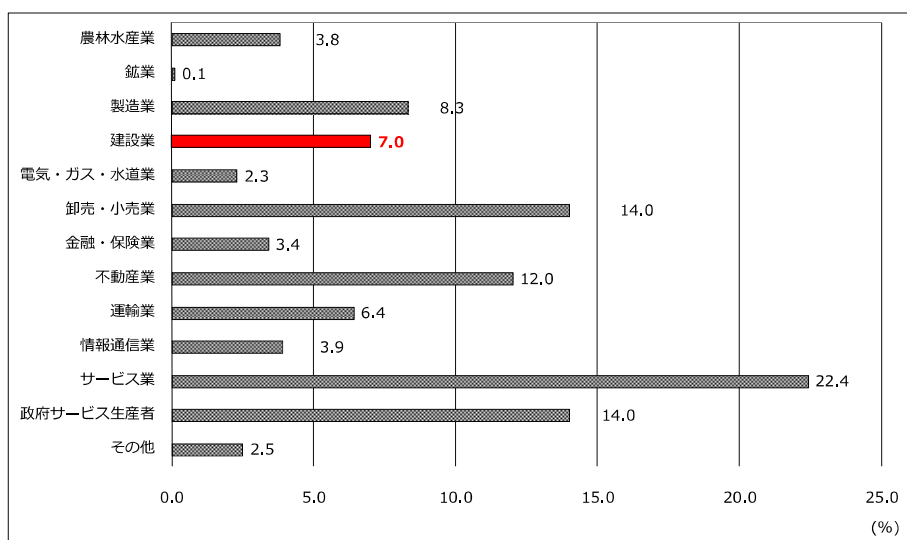
北海道の建設業は、全産業の就業者の9.1%（H26年）、道内総生産の7.0%（H24年度）を占めており、地域経済を支えるとともに雇用の場を提供する役割を果たしているほか、地域社会の中核として、各種イベントへの協力など、様々な活動を通し、地域に貢献している。

表2 就業者数の状況（北海道・建設業）

（単位：万人）

区分	平成25年	平成26年
全産業	255	254
建設業	23	23
全産業における建設業構成比	9.0%	9.1%

出典：総務省統計局「労働力調査」（抜粋）



出典：北海道総合政策部政策局経済調査課「平成24年度道民経済計算・速報」（資料編表4）

「その他」は資料編表4のうち、対家計民間非営利サービス生産者、税を合算した数値から消費税を控除した数値である。端数処理の関係上、構成比の合計が100%とまらない場合がある。

図15 経済産業活動別総生産構成比・北海道（平成24年度）

### Ⅲ 公共工事の品質確保の意義

#### 1 品質確保の意義

厳しい財政事情の下、公共投資の減少やその受注をめぐる価格面での競争の激化により、地域の建設業者の疲弊、下請業者や技能労働者等へのしわ寄せ、現場技能労働者等の賃金の低下など就労環境の悪化に伴う若年入職者の減少及び建設生産を支える技術・技能の承継が困難といった深刻な問題が発生していることに加え、予定価格の作成や入札及び契約の方法の選択等の発注関係事務を適切に実施することが困難となるおそれがある発注者のマンパワー不足など、将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保に関する懸念が高まっている。

さらに、防災・減災、社会資本の適切な維持管理などの重要性が増している中で、地域においては、災害対応を含む地域の維持管理を担う建設業者が不足し、地域の安全・安心の確保に支障が生じるおそれがあることへの懸念が指摘されている。

こうした状況に対応するため、将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るための取組をより一層、進めていく必要がある。

#### 2 品質確保に向けた基本的考え

現在及び将来の公共工事の品質確保を図るためには、発注者が、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保に配慮しつつ、公共工事の性格、地域の実情等に応じた入札契約の方法の選択その他の発注関係事務を適切に実施することが必要である。

さらに、工事完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理により、公共工事の目的物の品質を将来にわたって確保する必要がある。

##### (1) 工事(維持、修繕その他の維持管理を含む。以下、同じ。)に関する発注関係事務の適切な実施

- ・公共工事を施工する者が、公共工事の品質確保に必要な人材を育成し、確保するための適正な利潤の確保を可能とするため、予定価格を適正に定めることが不可欠である。
- ・著しい低価格受注(いわゆるダンピング受注)は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、公共工事の品質確保に支障を来すおそれがあるとともに、担い手の育成・確保のための適正な利潤を確保できないおそれがある等の問題があることから、防止することが必要である。
- ・受注者側の効率的な施工体制を確保するため、厳しい工程管理を強いることのない適切な工期設定、適正な利潤確保に支障とならないような迅速な設計変更手続の取組が必要である。

##### (2) 工事に関する資格審査などにおける技術力などの適切な反映

- ・事業の目的や工事の性格等に応じ、競争入札参加者の技術的能力の審査を適切に行うとともに、地域の実情等に応じ、中長期的な技術的能力の確保に関する審査等の充実を図ることが必要である。

### (3) 工事に関する多様な入札契約方式の導入・活用

- ・公共工事の品質確保を図るためには、担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択などの発注関係事務を適切に実施することが必要である。
- ・事業の目的や工事の性格等に応じ、落札者の決定においては価格に加え、品質の向上に係る技術提案などの優劣を総合的に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とする総合評価落札方式の更なる充実を図ることが必要である。
- ・多様な入札及び契約の方法の選択に当たっては、地域において災害対応を含む維持管理が適切に行われるよう地域の実情を踏まえた十分な配慮が必要である。

### (4) 工事の監督・検査等の充実強化

- ・受注者との協議等の迅速化、情報共有の充実を図るとともに、適切な監督、検査、工事成績評定の実施について、充実強化を図ることが必要である。

### (5) 調査・設計における品質確保の推進

- ・調査（点検及び診断を含む。以下同じ。）及び設計の品質確保は、公共工事の建設段階及び維持管理段階を通じた総合的なコストの縮減と品質向上に寄与するものであることから、工事と同様に適正な予定価格の設定等発注関係事務の環境整備を進めることが必要である。
- ・業務内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力が、その者の有する資格等により適切に評価され、十分に活用されることが必要である。
- ・業務の性格、地域の実情等を踏まえ、価格のみによって契約相手を決定するのではなく、必要に応じて技術提案を求めるなど、調査・設計における品質を確保することも必要である。

### (6) 担い手の育成・確保の取組

- ・建設現場の効率化や不良・不適格業者の排除の徹底を図るとともに、経営戦略や競争力強化に向けた支援を通じた技術と経営に優れた企業づくりを推進することが必要である。
- ・企業における労働環境等の改善の促進を図るとともに、担い手の育成・確保に向けて関係機関等が連携した取組を通じた人づくりの強化が必要である。

### (7) 市町村への支援

- ・国と連携しながら、発注者間の連携体制を充実するとともに、執行体制が十分でない市町村に対し様々な支援を推進することにより、市町村における公共工事の品質確保に向けた取組の促進を図ることが必要である。

## IV 品質確保に向けた取組方針

現在及び将来の公共工事の品質確保を図るためには、品確法の基本理念にのっとり、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、適切な競争入札参加資格の設定、適正な予定価格の設定、入札及び契約の方法の選択、工事の監督・検査等の充実・強化、調査・設計の品質確保その他発注関係事務を適切に実施することに加え、企業が実施する担い手の育成・確保への支援や市町村への支援等を通じて連携を強化することにより、公共工事の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことが重要である。

こうした公共工事の品質確保に関する取組の着実な推進に向け、道が取組む方向性を以下に示す。

その際に、積雪寒冷地である北海道においては適期施工が重要である点と、行政コスト縮減の観点から、新たな取組の推進には事務量の軽減及び効率化が必要である点に留意することとする。

### IV-1 道が発注者として取り組むべき事項

#### 1 工事に関する発注関係事務の適切な実施

##### (1) 担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保可能な予定価格の設定

- ・工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を総合的にチェックする「トータルマネジメントシステム」などを活用し、現場の実態に即した施工条件の明示等により、適切に設計図書を作成するとともに積算内容と整合を図る。
- ・予定価格の設定に当たっては、経済社会情勢の変化の反映、公共工事に従事する者の労働環境の改善、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成及び確保されるための適正な利潤を公共工事を施工する者が確保することができるよう市場における労務・資材等の取引価格や施工の実態を的確に反映するほか、積算に用いる価格が実際の取引単価と乖離しているおそれがある場合等には、適宜見積りを徴収し、その妥当性を確認した上で適切に価格を設定することに加え、積算基準の見直しに即応した積算を実施する。
- ・適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とするいわゆる歩切りは厳に行わない。
- ・入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、入札参加者から工事の全部又は一部について見積りを徴収し、その妥当性を適切に確認しつつ、当該見積りを活用することにより、積算内容を見直す方法や設計図書に基づく数量、施工条件や工期等が施工実態と乖離していると想定される場合はその見直しを行う方法を活用して予定価格を適切に見直すことにより、できる限り速やかに契約を締結するよう努める。

##### (2) 著しい低価格受注の防止

- ・著しい低価格受注を防止するため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を引き続き適切に活用していく。
- ・予定価格については、入札前に公表すると、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じかねないことから、事後公表とする。
- ・見積能力のないような不良・不適格業者の参入を排除し、併せて談合等の不正行為や著しい低価格受注の防止を図る観点から、全ての工事の入札において、入札に参加しようとする者に対して入

札金額の内訳書の提出義務化を行う。

### (3) 計画的な発注及び適切な施工時期の設定

- ・地域の実情等を踏まえ、予算、工程計画等を考慮した工区割や発注ロットを適切に設定し、工事の計画的な発注に努める。

- ・積雪寒冷地である本道では、冬期間の施工において、盛土工など品質確保が難しい工種があることから、品質低下が懸念される工種を含む工事においては、冬期施工を回避し、品質管理が可能となる工期を確保した適期発注をするよう十分考慮する必要がある。このため、債務負担行為の活用や年度当初からの早期発注を推進する。一方、建設業に多い季節労働者の通年雇用化の促進を図るため、本道で培われた寒冷地技術を活用した冬期間の工事にも配慮する。

さらに、工事完成時期の年度末への集中を避けることなど予算執行上の工夫や、建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間の設定といった契約上の工夫等を行うとともに、受注者側が計画的に施工体制を確保することができるよう、地域の実情等に応じて、各発注者が連携して発注見通しを統合して公表する。

- ・工事の規模、難易度、地域の実情、自然条件等を踏まえた適切な工期を設定の上、発注・施工時期の平準化を図る。また、発注者が定めた完成期限までの間に、受注者の自由な意志に基づき実際の工事を行う選択工期制度を活用し、技術者、労務者及び機材等の平準化を図る。

### (4) 施工条件の変化等に応じた適切な設計変更

- ・賃金水準や物価水準の変動によるスライド条項の適用について、迅速かつ適切に判断した上で、請負代金の変更を行う。

- ・契約後に施工条件について予期することができない状態が生じる等により、工事内容の変更が必要となる場合には、適切な請負代金及び工期等の変更を行う。

- ・「設計図書作成要領(設計変更の手引き)」、設計変更事例集等の充実や関係職員への周知等を通じ、設計変更の手續の迅速化など設計変更事務の円滑化、迅速化を図る。

## 2 工事に関する資格審査などにおける技術力などの適切な反映

### (1) 競争入札参加資格者名簿の作成に際しての資格審査

- ・資格審査では、競争入札参加希望者の経営状況、工事成績評定、防災活動への取組等、適切な項目を審査項目とするが、競争性の低下につながるような留意しながら、必要に応じて、審査項目の見直しを実施する。

- ・社会保険等未加入業者を元請業者から排除するため、定期の競争入札参加資格審査等で必要な措置を講ずる。

### (2) 個別工事に際しての競争入札参加者の技術審査等

- ・工事の性格、地域の実情等を踏まえ、施工実績や地域要件など適切な競争入札参加資格の設定を行う。

- ・災害対応対策、除雪、修繕、パトロールなどの地域維持事業においては、地域精通度の高い建設

業者で構成される事業協同組合等が競争に参加することができる方式を活用する。

- ・災害等の緊急対応については、平時より災害時の工事実施体制を有する建設業者等と災害協定を締結することに加え、随意契約による応急的な復旧工事の迅速な着手が可能となるよう、あらかじめ契約予定者を複数選定するほか、少なくとも1年ごとに見直すなど、引き続き適切に対応していく。

- ・暴力団員等がその事業活動を支配している企業、建設業法その他工事に関する諸法令を遵守しない企業等の不良不適格業者の排除の徹底を図る。

### (3) 中長期的な技術的能力の確保に関する審査等

- ・地域の実情等を踏まえ、若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保状況、建設機械の保有状況、災害時の工事実施体制の確保等に関する事項について、入札契約手続の各段階において審査・評価することを、さらに検討する。

- ・施工技術の一層の向上や品質の確保を目的とした工事等優秀業者表彰制度及び個々の技術者の技術力向上に向けた取組意欲を高めることを目的とした現場技術者の表彰制度を充実するとともに、各段階における審査・評価へ反映する。

### (4) 技術提案の審査・評価における学識経験者の意見聴取

- ・総合評価落札方式の落札者決定基準等の決定に当たっては、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者（道とは別の公共工事の発注者の立場での実務経験を有している者等も含まれる。以下同じ。）の意見を聴くものとする。

## 3 工事に関する多様な入札契約方式の導入・活用

入札及び契約の方法の決定に当たっては、その発注に係る公共工事の性格、地域の実情等に応じ、多様な方法の中から適切な方法を選択し、又はこれらの組み合わせにより実施する。

なお、多様な入札及び契約方式の導入に当たっては、国の動向等を踏まえながら検討するものとし、談合などの弊害が生ずることのないようその防止について十分配慮するとともに、入札契約における透明性、公正性、必要かつ十分な競争性を確保するなど必要な措置を講ずる。また、庁内関係部局が参加する「建設業経営効率化庁内連携会議」において、多様な入札契約方式の導入・活用等について、相互に連携しながら、さらに検討を進める。

### (1) 競争入札参加者の技術提案を求める方式（総合評価落札方式）

#### ア 工事の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定

- ・競争に参加しようとする者に対し、発注する工事の内容に照らし、必要があると認める場合は、技術提案を求める。

- ・技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事においては、競争入札参加者の技術提案に係る負担に配慮し、簡易型総合評価落札方式を活用する。

- ・競争に参加しようとする者に対し高度な技術等を含む技術提案を求める場合（高度技術提案型総合評価落札方式）は、最も優れた提案を採用できるよう国の動向等を踏まえ、さらに検討を進